

社会福祉法人アヴェク・トワ行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和2年7月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

＜対策＞

- 令和2年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和2年度～ 制度の導入、管理職研修及び広報誌などによる職員への周知

目標2：従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり月平均10時間未満とする。

＜対策＞

- 令和2年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和2年5月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を3回実施
- 令和2年7月～ 広報誌等による職員への周知
- 令和2年12月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：事業所周辺の小中学校の生徒を対象に、職場体験ができる「体験活動デー」を創設する。

＜対策＞

- 令和2年4月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 令和2年5月～ 関係機関、学校との連携
- 令和2年9月～ 参観日の実施、次回に向けての検討